

令和元年度（10月以降）保育園又は認定こども園料金表（2・3号認定）

1 保育認定を受けた子ども(満3歳以上)の保育料（2号認定）

単位：円

階層区分 (課税額：市町村民税所得割)		月 額 () 内は第2子			
		保育標準時間		保育短時間	
		国	町	国	町
第1階層	生活保護世帯、里親世帯	0	0	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	うち「ひとり親世帯」、「※障がい児(者)のいる世帯」	0	0	0	0
第3階層	課税額48,600円未満である世帯 (均等割のみ含む)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	うち「ひとり親世帯」、「※障がい児(者)のいる世帯」(第2子以降は無料)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
第4階層	課税額48,600円以上57,700円未満である世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	課税額48,600円以上77,100円以下でひとり親世帯、「※障がい児(者)のいる世帯」(第2子以降は無料)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	課税額57,700円(※77,101円)以上97,000円未満である世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
第5階層	課税額97,000円以上133,000円未満である世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
第6階層	課税額133,000円以上169,000円未満である世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
第7階層	課税額169,000円以上301,000円未満である世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
第8階層	課税額301,000円以上397,000円未満である世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
第9階層	課税額397,000円以上である世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

◆幼児教育・保育の無償化により、利用料は令和元年10月より無償となりますが、**給食費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。**

◆年収360万円未満相当世帯の子どもと18歳未満の子どもの範囲で第3子以降の子ども(第8,9階層を除く)については、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

◆年度途中で住民税の修正申告などで、市町村民税額が変わられた方は分かり次第お知らせください。申請日の翌月より保育料が変わることがあります。

2 保育認定を受けた子ども(満3歳未満)の保育料(3号認定)

単位：円

階層区分 (課税額：市町村民税所得割)		月 額 () 内は第2子			
		保育標準時間		保育短時間	
		国	町	国	町
第1階層	生活保護世帯、里親世帯	0	0	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	うち「ひとり親世帯」、 「※障がい児(者)のいる世帯」	0	0	0	0
第3階層	課税額 48,600 円未満である世帯 (均等割のみ含む)	19,500 (9,750)	10,000 (5,000)	19,300 (9,650)	9,800 (4,900)
	うち「ひとり親世帯」、「※障がい児 (者)のいる世帯」(第2子以降は無料)	9,000 (0)	4,400 (0)	9,000 (0)	4,300 (0)
第4階層	課税額 48,600 円以上 57,700 円未 満である世帯	30,000 (15,000)	18,000 (9,000)	29,600 (14,800)	17,700 (8,850)
	課税額 48,600 円以上 77,100 円以下で ひとり親世帯、「※障がい児(者)のい る世帯」(第2子以降は無料)	9,000 (0)	5,400 (0)	9,000 (0)	5,400 (0)
	課税額 57,700 円(※77,101 円) 以上 97,000 円未満である世帯	30,000 (15,000)	18,000 (9,000)	29,600 (14,800)	17,700 (8,850)
第5階層	課税額 97,000 円以上 133,000 円未 満である世帯	44,500 (22,250)	25,000 (12,500)	43,900 (21,950)	24,600 (12,300)
第6階層	課税額 133,000 円以上 169,000 円 未満である世帯		27,000 (13,500)		26,600 (13,300)
第7階層	課税額 169,000 円以上 301,000 円 未満である世帯	61,000 (30,500)	28,000 (14,000)	60,100 (30,050)	27,500 (13,750)
第8階層	課税額 301,000 円以上 397,000 円 未満である世帯	80,000 (40,000)	30,000 (15,000)	78,800 (39,400)	29,500 (14,750)
第9階層	課税額 397,000 円以上である世帯	104,000 (52,000)	35,000 (17,500)	102,400 (51,200)	34,400 (17,200)

多子カウント年齢制限なし①

多子支援②

- ◆世帯内の税合算者については、世帯の状況を総合的に判断し適用(基本は父母)。
- ◆小学校就学前までの範囲で最年長の子どもから順に2人目以降の子ども利用の場合、第2子は半額()内、第3子以降は無料。
- ①2人親世帯は課税額 57,700 円未満、ひとり親世帯等は 77,101 円未満で上記のような年齢範囲の制限はありませんので、生計が同一で扶養している小学生以上も範囲に含めます。
- ②18歳未満の子どもの範囲で第3子以降は県の多子世帯子育て支援により無料となります。
(第8・第9階層を除く。)
- ※障がい児(者)：身障手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方や、特別児童扶養手当や障害基礎年金等受給している方が対象。
- ◆3号認定の子どもが年度途中で2号認定になっても年度末までは3号認定の保育料です。
- ◆保護者の状況(退職、就職、妊娠出産)が変わった場合は支給認定変更申請をお願いします。